

# 外来リハビリテーション

疼痛・関節可動域制限・筋力低下・感覚障害などにより、歩行や立ちあがり等の日常生活動作が困難となっている患者様に対して治療と訓練を行ないます。また、運動器・脳血管疾患発症後の職場復帰・競技復帰の患者様に対しても同様に医師の指示のもとで行います。詳しくは外来リハビリテーションのご案内（PDF ファイル）をご覧ください。

	対象疾患	期間
運動器疾患	骨折、変形性関節症、人工関節置換術後、頸部疾患、腰部疾患、五十肩、スポーツ障害 等	150 日以内
脳血管疾患	脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、頭部外傷（硬膜下血腫）、パーキンソン病、脊髄小脳変性症 等	180 日以内



[外来リハビリテーションのご案内（PDF ファイル）](#)

外来リハビリテーションの流れ

